

諮問の概要

1 諮問事項

基幹統計調査である「特定サービス産業実態調査」の平成26年調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、経済産業大臣から申請のあった以下の変更を承認すること

(1) 変更の概要

平成26年に実施する特定サービス産業実態調査（以下「本調査」という。）について、調査計画における「報告を求める者」、「基準となる期日」及び「報告を求めるために用いる方法」を以下のとおり変更する。

ア 報告を求める者の変更

報告義務者の調査票の提出方法について、都道府県知事に係る記述を削除する。

【説明】

都道府県経由の調査員調査を廃止することに伴い、調査票の提出方法のうち、都道府県知事に係る記述を削除するもの。

イ 基準となる期日の変更

基準となる期日について、平成25年7月1日現在から平成26年7月1日現在に変更する。

ウ 報告を求めるために用いる方法の変更

① 変更事項1

報告を求めるために用いる方法について、下表のとおり、変更を行う。

表

現行	変更後
事業所調査： 経済産業省- <u>都道府県</u> - <u>統計調査員</u> -報告者 (<u>調査員</u> 調査)	事業所調査： 経済産業省- <u>民間事業者</u> -報告者（ <u>郵送</u> 調査）
企業調査： 経済産業省-民間事業者-報告者（郵送調査）	企業調査： 経済産業省-民間事業者-報告者（郵送調査）
本社一括調査： 経済産業省-報告者（郵送調査）	本社一括調査： 経済産業省- <u>民間事業者</u> -報告者（郵送調査）

【説明】

本調査のうち、事業所を対象とした調査（事業所調査）の都道府県経由の調査員調査について、都道府県の調査員採用事務等の負担が重いこと及び調査員の確保が困難なことから、民間委託による郵送調査に移行する。また、本社一括調査についても、包括的に調査業務を民間事業者へ委託するもの。

② 変更事項 2

民間事業者への業務委託内容について、以下のとおり、変更を行う。

変更後	現行
調査票の印刷・送付・回収・督促・未記入 照会・審査・集計	調査票の送付・回収・督促・未記入照会

【説明】

報告を求めるために用いる方法を民間事業者への委託による郵送調査に変更することに伴い、調査業務を包括的に委託することによる効率化を図る観点から、審査、集計事務についても民間事業者へ委託するもの。

エ 東日本大震災に伴う計画の一部変更

東日本大震災に伴い調査対象から除外した区域に含まれる事業所、企業のうち、避難解除等区域に含まれる事業所及び企業を調査対象に含めるため、記述の追加を行う。

2 審議すべき重点事項

(1) サービス産業に係る各種統計調査、企業活動に関する統計調査等との関係整理について

サービス産業に係る統計調査については、5年周期で「経済センサス-活動調査」（基幹統計調査）、年次で本調査及び「サービス産業動向調査」（一般統計調査）並びに月次で「特定サービス産業動態統計調査」（一般統計調査）及び「サービス産業動向調査」（一般統計調査）が実施される等、整備が進められている。

一方、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）で指摘のあったサービス産業動向調査の基幹統計化や、情報通信業の分野においては、情報通信業に関する企業活動の統計を整備するといった検討が進められている状況にある。

これらの状況を踏まえ、本調査の今後の在り方について検討する必要がある。

(2) 前回答申時の今後の課題への対応状況について

本調査は、「諮問第15号の答申 特定サービス産業実態調査の改正について」（平成21年5月11日付け府統委第36号）において、「前回答申において指摘された、各業種における特許権や意匠権等の産業財産権の取得件数、『デザイン業』や『機械設計業』等における外注業務の内容等、『映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業』における年間売上高の契約先産業別割合の産業区分の内訳の追加など、各業種の特性に対応した調査事項の設定については、調査実施者において、まだ十分な検討が行われていないが、その重要性にかんがみ、引き続き、その把握可能性を含め、検討を進める必要がある。」との指摘があることから、(1)の検討と併せて、現在までの対応状況について確認する必要がある。

(3) 調査員調査から民間委託による郵送調査への移行について

本調査について、都道府県を経由した調査員調査を廃止し、民間委託による郵送調査（オンラインによる報告を併用）に移行することとしている。

当該見直しについては、実査を担当する都道府県における熟練職員数の減少等に伴う調査環境の劣化、調査員の確保が困難等といった要因はあるものの、結果精度や回収率の確保の観点から検討する必要がある。

特定サービス産業実態調査の概要

調査の目的

特定サービス産業実態調査は、特定のサービス産業に関する施策に資するため、当該産業の実態を明らかにすることを目的としている。

調査の概要

調査範囲

以下の日本標準産業分類に掲げる業種に属する事業所又は企業

- | | |
|-------------------------|------------|
| ①ソフトウェア業 | ⑮その他の物品賃貸業 |
| ②情報処理・提供サービス業 | ⑯デザイン業 |
| ③インターネット附随サービス業 | ⑰広告業 |
| ④映像情報制作・配給業 | ⑱機械設計業 |
| ⑤音声情報制作業 | ⑲計量証明業 |
| ⑥新聞業 | ⑳冠婚葬祭業 |
| ⑦出版業 | ㉑映画館 |
| ⑧映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 | ㉒興行場、興行団 |
| ⑨クレジットカード業、割賦金融業 | ㉓スポーツ施設提供業 |
| ⑩各種物品賃貸業 | ㉔公園、遊園地 |
| ⑪産業用機械器具賃貸業 | ㉕学習塾 |
| ⑫事務用機械器具賃貸業 | ㉖教養・技能教授業 |
| ⑬自動車賃貸業 | ㉗機械修理業 |
| ⑭スポーツ・娯楽用品賃貸業 | ㉘電気機械器具修理業 |

報告事項

- ①事業所名及び所在地、②企業名及び所在地、③本社の所在地、④経営組織及び資本金額又は出資金額、⑤本支社別、⑥事業の形態、⑦会社系統、⑧年間売上高、⑨年間契約高及び契約件数、⑩年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額、⑪入場者数、⑫会員数、⑬受講生数、⑭加盟店数、⑮施設、⑯従業者数

期日

7月1日現在。年間売上高等年間実績を把握する事項については、調査期日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの1年間

調査組織

経済産業省

民間事業者

調査対象事業所又は企業

* 郵送調査により実施

結果の公表

経済産業省のホームページ及び定期刊行物により公表している。

特定サービス産業実態調査の利用状況

行政施策上の利用等

1. 産業振興対策等関連

- サービス分野における個別産業に関する不況対策、産業振興、地域振興など各種施策の企画立案等のための基礎データとして利用

2. 景気判断・産業活動分析関連

- 国民経済計算(SNA)の基礎データ(内閣府)
国民経済計算(SNA)を作成するため、特定のサービス部門推計の基礎データとして利用
- 産業連関表(IO表)の基礎データ
産業連関表(IO表)を作成するための基礎データとして利用
- 白書等の基礎データ
中小企業白書等の基礎データとして利用

企業、研究機関等での業況把握等における利用

- 企業において、サービス市場の動向を知る上での基礎資料、販売計画作成などの経営判断等を行う際の基礎資料として利用
- 金融機関、大学、民間経済研究所等において、全国又は地域ブロック単位での経済見通し、経済動向分析、需要予測などを行う際のデータとして利用

特定サービス産業実態調査の主な変更内容

調査方法及び調査組織の変更内容

○都道府県経由調査員調査を国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更

調査員の高齢化や都道府県の統計職員の縮減などにより、都道府県経由の調査員調査の実施が困難な状況にあることから、全28業種を国直轄の民間事業者経由の郵送調査に変更

